

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月12日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

給食室給湯器交換修繕

2 履行場所

青葉区桂台2丁目36

恩田小学校

3 契約日

令和6年3月25日

4 履行日又は履行期間

令和6年3月29日

5 契約金額

905,817円(税込)

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社水野商会

神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町1797番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

給食室の給湯器が2台故障し、お湯が出なくなった。早急に対応しなければ、給食提供ができなくなり、学校運営に支障をきたすため、緊急契約での修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

迅速な対応が可能な業者を選定した。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課